



# 立教大学自己点検・評価規程

施行	1993年2月10日
改正	1993年5月19日
	1995年5月31日
	1998年4月1日
	2000年5月10日
	2004年4月1日
	2006年4月1日
	2007年4月1日
	2008年4月1日

(目的)

第1条 立教大学(以下「本学」という。)は、本学における教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における諸活動について自ら点検及び評価を行う。

(立教大学点検・評価運営委員会)

第2条 本学に、立教大学点検・評価運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、自己点検・評価の実施にかかわる基本的枠組みを決定し、全体を運営・調整する。

(運営委員会の組織)

第3条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 総長が指名する委員 若干名

(2) 第7条に規定する各「点検・評価委員会」の委員長

(3) 第7条に規定する事務系点検・評価委員会委員として総長が任命する委員

2 運営委員会に「教学関係部会」及び「事務関係部会」を置き、相互に連絡・調整を行うことができるものとする。

3 各点検・評価委員会の活動を調整・統合するものとして、「全体会議」を置く。

4 運営委員会に事務局を置く。

(運営委員会委員の任期)

第4条 運営委員会委員の任期は、原則として4年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び、副委員長を置く。委員長及び、副委員長は、第3条第1項第1号に規定する委員の中から、運営委員会での選出を経て総長が任命する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、事故ある時は委員長に代理する。

(自己点検・評価結果の報告)

第6条 運営委員会は、7年ごとに自己点検・評価結果を「立教大学白書」(以下「白書」という。)としてまとめ、総長に提出し、総長がこれを決定する。

2 前項の白書は、財団法人大学基準協会等の第三者(認証)評価を受けるための自己点検・評価報告書(調書)に相当するものとする。

(点検・評価委員会)

第7条 本学の諸活動を点検・評価する組織として、次の「点検・評価委員会」を置く。

なお、各点検・評価委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(1) 大学全般にかかわるもの

イ 理念・キリスト教活動点検・評価委員会

ロ 意思決定・管理運営点検・評価委員会

ハ 事務系点検・評価委員会

(2) 教学にかかわるもの

イ 文学部点検・評価委員会

ロ 経済学部点検・評価委員会

ハ 理学部点検・評価委員会

ニ 社会学部点検・評価委員会

ホ 法学部点検・評価委員会

ヘ 観光学部点検・評価委員会

- ト コミュニティ福祉学部点検・評価委員会
- チ 経営学部点検・評価委員会
- リ 現代心理学部点検・評価委員会
- ヌ 異文化コミュニケーション学部点検・評価委員会
- ル 学校・社会教育講座点検・評価委員会
- オ 全学共通カリキュラム運営センター点検・評価委員会
- ワ 独立研究科点検・評価委員会
- カ 法務研究科点検・評価委員会

(自己点検・評価の実施方法)

第 8 条 自己点検・評価は、前条に規定する点検・評価委員会ごとに、第 2 条第 2 項に規定する基本的枠組み及び次条に規定する点検・評価項目に基づき、その所管事項について実施する。

2 各点検・評価委員会は、「白書」刊行後 2 年毎に点検・評価の経過あるいは結果についての報告書を、運営委員会に提出するものとする。

(点検・評価項目)

第 9 条 自己点検・評価の項目については、別表のとおりとする。

2 各点検・評価委員会は、別表で定める項目以外の項目についても、必要に応じ、運営委員会の議を経て、自己点検・評価の項目に加えることができる。

(点検・評価結果の公表)

第 10 条 運営委員会は、第 6 条に規定する白書を、総長の承認を得て本学勤務員及び学生に公表するものとする。また、総長が必要と認めるときは、学外の諸機関等へ公表できるものとする。

(結果の活用)

第 11 条 総長は、第 6 条に規定する白書に基づいて、関係機関における検討を経て、改善すべき事項について適切な措置を講じることとする。

(事務)

第 12 条 運営委員会にかかるとする事務は、別に設置する運営委員会事務局が担当する。

(規程の改正)

第 13 条 この規程の改正は、運営委員会の議を経て総長が行う。

附 則

この規程は、1993年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、1993年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、1995年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、1998年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2000年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、2004年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2006年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2007年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2008年 4 月 1 日から施行する。

別表 自己点検・評価項目一覧（第9条関係）

評価項目		担当点検・評価委員会	
1 理念・目的		① 大学の理念・目的	理念
		② 各学部・全カリ・講座の理念・目的	各学部・研究科，全カリ，講座
		③ 大学院の理念・目的	理念
		④ 各研究科の理念・目的	各学部・研究科，独研，法務研
2 教育研究組織		① 全学	事務系
		② 各学部・全カリ・講座	各学部・研究科，全カリ，講座
		③ 各研究科	各学部・研究科，独研，法務研
3 教育内容・方法等	大学	① 教育課程の内容	各学部・研究科，全カリ，講座
		② 教育方法と形態	各学部・研究科，全カリ，講座
		③ 国際化への基本方針	各学部・研究科，全カリ，講座，事務系
4 教育内容・方法等	大学院	① 教育課程の内容	各学部・研究科，独研，法務研
		② 教育研究指導方法と形態	各学部・研究科，独研，法務研
		③ 国際化への基本方針	各学部・研究科，独研，法務研
		④ 学位授与・課程修了の認定	各学部・研究科，独研，法務研
5 教育改善への組織的な取組み	大学	① FDへの取組み	各学部・研究科，全カリ，講座
		② 教育効果の測定	各学部・研究科，全カリ，講座
6 教育改善への組織的な取組み	大学院	① FDへの取組み	各学部・研究科，独研，法務研
		② 教育効果の測定	各学部・研究科，独研，法務研
7 学生の受入	大学	① 入学者受入方針	理念，各学部・研究科
		② 学生募集方法	各学部・研究科
		③ 入学者選抜方法	各学部・研究科，事務系
		④ 定員管理	各学部・研究科，事務系
		⑤ 編入学者，退学者	各学部・研究科，事務系
8 学生の受入	大学院	① 入学者受入方針	各学部・研究科，独研，法務研
		② 学生募集方法	各学部・研究科，独研，法務研
		③ 入学者選抜方法	各学部・研究科，独研，法務研
		④ 定員管理	各学部・研究科，事務系
9 教員組織	大学	① 教員組織	各学部・研究科，全カリ，講座
		② 教育研究支援職員	各学部・研究科，全カリ，講座
		③ 教員の募集・昇格に関する基準・手続	各学部・研究科，全カリ，講座
		④ 教育研究活動の評価	各学部・研究科，全カリ，講座
10 教員組織	大学院	① 教員組織	各学部・研究科，独研，法務研
		② 研究支援職員	各学部・研究科，独研，法務研
		③ 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続	各学部・研究科，独研，法務研
		④ 教育研究活動の評価	各学部・研究科，独研，法務研
		⑤ 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係	各学部・研究科，独研，法務研
11 教育研究活動と環境		① 研究活動	各学部・研究科，独研，法務研，事務系
		② 研究における国際連携	各学部・研究科，独研，法務研，事務系
		③ 教育研究組織単位間の研究上の連携	各学部・研究科，独研，法務研，事務系
		④ 経常的な研究条件の整備	各学部・研究科，独研，法務研，事務系
		⑤ 競争的な研究環境創出のための措置	各学部・研究科，独研，法務研，事務系

評価項目		担当点検・評価委員会
	⑥ 施設・設備等の整備	各学部・研究科，全カリ，講座，独研，法務研，事務系
	⑦ キャンパス・アメニテイ等	事務系
	⑧ 先端的な設備・装置	各学部・研究科，全カリ，講座，独研，法務研，
	⑨ 施設・設備費等の維持・管理の体制	各学部・研究科，全カリ，講座，独研，法務研，
12 図書館及び図書・電子媒体等	① 図書，図書館の整備	事務系
	② 学術情報管理・提供システムの整備	事務系
13 社会貢献	① 社会への貢献	事務系
	② 企業等との連携	事務系
	③ 特許・技術移転	事務系
	④ 産学連携と倫理規定等	事務系
14 学生生活	① 学生への経済的支援	事務系
	② 生活相談等	事務系
	③ 就職指導	事務系
	④ 課外活動	事務系
	⑤ 大学院学生の研究活動への支援	各学部・研究科，独研，法務研，事務系
15 管理運営	① 教授会	意思決定
	② 各種委員会	意思決定
	③ 総長,学部長の権限と選任手続	意思決定
	④ 意思決定	意思決定
	⑤ 部長会	意思決定
	⑥ 教学組織と法人理事会との関係	意思決定
16 財務	① 教育研究と財務	事務系
	② 外部資金等	事務系
	③ 予算の配分と執行	事務系
	④ 財務監査	事務系
	⑤ 私立大学財務の財務比率	事務系
17 事務組織	① 事務組織と教学組織の関係	事務系
	② 事務組織の役割	事務系
18 自己点検・評価	① 自己点検・評価	点検・評価運営委員会
	② 自己点検・評価と改善システムの連結	点検・評価運営委員会
	③ 自己点検・評価に対する学外者による検証	事務系
	④ 大学に対する指摘事項への対応	事務系
19 情報の公開と保護	① 財務公開	事務系
	② 評価結果の公表	点検・評価運営委員会，事務系
	③ 個人情報管理	事務系

# 立教大学自己点検・評価規程細則

施行	1993年2月10日
改正	1995年5月31日
	1996年5月1日
	1997年4月1日
	1998年4月1日
	2000年5月10日
	2001年4月1日
	2004年4月1日
	2006年4月1日
	2008年4月1日

(目的)

第1条 立教大学自己点検・評価規程第7条に定める点検・評価委員会については、本細則の定めるところによる。

(点検・評価委員会の構成)

第2条 規程第7条に規定する各点検・評価委員会の構成は、次のとおりとする。

① 大学全般にかかわるもの

イ 理念・キリスト教活動点検・評価委員会は、チャプレンから1名、及び総長が任命した教員・職員若干名によって構成する。

ロ 意思決定・管理運営点検・評価委員会は、学部及び法務研究科より選出された教員並びに総長が任命した職員若干名によって構成する。教員は、別表第2欄から第4欄までの各グループのうち第1欄の順番に該当する学部又は研究科が各1名を選出する。

ハ 事務系点検・評価委員会は、総長が任命した教職員及び自己点検・評価運営委員会副委員長によって構成する。

② 教学にかかわるもの

各学部及び研究科に設置する点検・評価委員会の構成は、当該学部及び研究科において決定する。

(委員長)

第3条 点検・評価委員会には、それぞれ委員長を置く。委員長は、委員の互選によって選出する。

2 各点検・評価委員会の委員長は、規程第2条第1項に規定する運営委員会の委員となる。

(点検・評価委員会の職務)

第4条 点検・評価委員会は、規程第2条第2項に規定する基本的枠組み及び規程第9条に規定する点検・評価項目に基づき、当該委員会が所管する諸活動について、点検・評価を行う。

2 点検・評価委員会は、「白書」刊行後2年毎に点検・評価の経過あるいは結果についての報告書を、運営委員会に提出するものとする。

(細則の改正)

第5条 この細則の改正は、運営委員会の議を経て総長が決定する。

附 則

この細則は、1993年2月10日から施行する。

附 則

この細則は、1995年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、1996年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2000年5月10日から施行する。

附 則

この細則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2004年4月1日から施行する。

### 第3編 組 織

#### 附 則

- 1 この細則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 別表第1欄は、2006年度を「順番1」にあたる年度とする。

#### 附 則

この細則は、2008年4月1日から施行する。

#### 別表（第2条関係）

順番	Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ
1	文学部	理学部	経済学部	観光学部
2	異文化コミュニケーション学部	社会学部	法学部又は法務研究科	コミュニテイ福祉学部
3			経営学部	現代心理学部

追 0805

